



2000 年女性国際戦犯法廷憲章（案）

Women's Caucus for Gender Justice による VAWW-NET Japan のための修正案

前文（提案）

第二次大戦の教訓にもかかわらず、今日の世界は、国境を越える戦いや同じ国内での戦いに満ちています。

50 年後の今も、第二次大戦の多くの被害者、生存者、特に性暴力犯罪の女性被害者が、正義を手にはできずにいます。

既存の裁判制度は、国内のものも国際的なものも、女性に対して行われた犯罪の加害者の責任を問うことも、被害者に補償を提供することもできずにきました。

国際社会を構成する私たち一人ひとは、公的な立場にない者も責任があります。それは、私たちの政府や軍隊や同僚が、世界的に受け入れられた普遍的な国際人権のルールにのっとって行動しているかどうか、彼らが自分の行為について責任を問われるべきかどうか、判断する道徳的責任です。

この責任を果たすために、加害国（日本）の複数の組織、女性たちが被害を受けた諸国（韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、北朝鮮）の組織、そして著名な専門家や人権運動家で構成される国際諮問委員会は、ここに女性国際戦犯法廷（以下「法廷」）を設置します。（もしこの文書を「協定」とするのであれば、合意を交わす各主体をはっきりさせる必要あり）この「法廷」が、第二次大戦中に日本帝国軍が設置した「慰安所」で苦しめられた元「慰安婦」たちに正義をもたらすためのものであることをここに宣言します。元「慰安婦」に正義をもたらそうとする全ての努力は、実を結んでいません。しかも、多くの被害女性が、自分に行われた犯罪に責任を持つ者が罪を認めることばや謝罪さえ得られずに亡くなっています。

「法廷」国際実行委員会は、世界が「慰安婦」問題に関わる全ての事実を知るよう望んでいることを、ここに繰り返します。

「法廷」はいかなる国家の権威に基づくものでもなく、従って判決を実行する権力もありますが、判決を広く知らせる道徳的責任は持っているのです。

第 1 条

女性国際戦犯法廷の設置

国際実行委員会は、「女性国際戦犯法廷」（「法廷」）を 2000 年 12 月、東京に設置します。「法廷」は公開の裁判を行い、女性に対する性暴力犯罪、特に第二次大戦前・中に日本帝国軍が行った犯罪について、その責任者を訴追します。

第 2 条

「法廷」の範囲〔限界？〕〔対象？〕

「法廷」は、国際人道法に基づく女性に対する深刻な人権侵害を裁きます。これは強かん、

性奴隷行使（「奴隷制」とすると「制度」に限定されるように聞こえるので）、強制売春、強制妊娠、強制不妊化その他、それ自体が性暴力であるものや性暴力に関わるものなどあらゆる形態の性暴力を含み、人道に対する罪や戦争犯罪を構成するもののことです。

第 3 条

「法廷」は何ができるか

「法廷」はこの憲章／規程／協定に基づき、自然人、法人および国家に対する裁判ができるものとします。国家元首、軍の司令官、責任ある政府職員など、人の公的立場も含むものとします。

第 4 条

刑事責任

1. この憲章の第 2 条が述べるような犯罪のいずれかを計画し、扇動し、命令し、実行し、または、その計画、準備、実行を何らかの形で幫助または教唆したものは、個々にその責任を問われます。
2. 第 2 条の犯罪に関する証拠を隠滅した者は、個々にその責任を問われます。
3. 公的な立場にあった者は、刑事責任を逃れることはできず、緩和された処罰？ 刑？ mitigate punishment を逃れることもできません。上司や司令官である場合、以下の通りであれば部下の犯した犯罪について刑事責任があります。
 - a. その上司や司令官が、部下がそのような行為を行おうとしていること、もしくはすでに行ったことを知っていた、または知るべき事情があり、しかも
 - b. その上司が防止のためまたは加害者処罰のための必要で適切な行為を行わなかった場合
4. 犯罪が上司または政府の命令にしたがって行われたものであっても、被告人には刑事責任があります。

第 5 条

国家の責任

1. 自国の軍隊がこの憲章第 2 条に述べた犯罪を犯さないよう自国の軍隊を統制できなかった国家は、そのことについて刑事責任を問われます。こうした犯罪は、人間を守るという国際的責務の深刻な違反を構成します。
2. 以下が証明されれば、国家はさらにその過失 negligence についての責任も問われます。
 - a. その国家が、上記の犯罪に関する事実を隠したり歪めたりした場合、
 - b. そうした犯罪行為に責任ある者を訴追・処罰しなかった場合、
 - c. 被害者に補償を行わなかった場合、ならびに
 - d. 故意であるかどうかに関わらず、文民が被害に合わないよう保護するという責任を果たさなかった場合。

第 6 条

裁判の地域的・時間的対象

1. 「法廷」の裁判の地域的対象は、日本帝国軍によって占領されたあらゆる国や地域、また住民が被害を受けたあらゆる国や地域とします。
2. 「法廷」の裁判の時間的対象は、1939 年から、その犯罪の影響が認められる限り現在にまで及ぶものとします。

第7条

時効の不適用

「法廷」の裁判の対象内である犯罪には、如何なる時効もはたらきません。

第8条

「法廷」の構成

1. 「法廷」は、人権の分野で国際的に信頼のある学者や運動家で構成し、この人たちが裁判官、検察官など「法廷」の担当官 officials として機能するものとします。
2. 国際実行委員会は、以下を考慮して担当官を任命します。
 - a. 女性の人権の政策提言、擁護や推進に対する貢献
 - b. 国際刑法、国際人道法、人権法についての専門的知識と経験
 - c. ジェンダー・バランス
 - d. ジェンダーや性暴力の犯罪を扱った経験

第9条

手続き

1. 「法廷」の担当官は、犯罪の証拠の吟味に責任を持ち、この憲章に基づく犯罪に責任ある者に対する訴追の手続きを開始します。
2. 手続きの開始は、個人、生存者、NGOなど関心ある情報源から寄せられた情報に基づいて行います。
3. 証拠の吟味は、ジェンダーや文化の諸問題、また被害者が直面するトラウマの問題に十分な配慮を払いつつ行います。

第10条

書記局

国際実行委員会が書記局として機能し、「法廷」の事務と円滑な実行に責任を持ちます。

第11条

「法廷」は証拠として以下のものを受け付けます。

- a. 公文書、宣誓供述書、署名ある陳述書、日記、手紙やメモその他の文書資料、鑑定書、写真などの映像視覚資料
- b. 被害者、目撃者の文書または口頭による証言、専門家による鑑定証言
- c. 関連するその他の物証

第12条

公判手続きの開始と進行

1. 「法廷」は準備を一年前から開始し、各事例や証拠の詳細を吟味することを始めます。
2. (検察官は各事例の証拠を要約して、2000年12月の「法廷」への提出に備えます。
3. (証言を聞く) 証拠調べの手続きは公開で行います。
4. 「法廷」の作業に利用する共通語は英語とし、必要に応じて他の言語に翻訳・通訳をします。

第13条

被害者と証人の参加と保護

1. 「法廷」は、被害者、証人など、証言を行うことで危険が生じるあらゆる人を保護します。保護の手段には、映像のみによる手続きなど、必要ある限り被害者の身元を秘す保護手段が

含まれますが、これに限定されるものではありません。

2. 「法廷」は、取り扱う犯罪の本質を考慮し、被害者、証人、性暴力の生存者の安全、身体的心理的福利、尊厳やプライバシーを保護するために必要な手段を講じます。

第 14 条

判決

1. 「法廷」は、憲章第 2 条が述べる犯罪のいずれかについて有罪と認めた者に対して、判決を言い渡します。
2. 判決は、「法廷」裁判官の多数決によって決定され、公開の場で言い渡されます。判決にはまた、意見とその根拠が付けられます。これには被害者に対する補償に関する韓国なども含まれます。
3. 判決文の写しは公開し、歴史的史料として広く配布します。